

杉戸町告示第35号

杉戸町建設工事競争入札参加資格者格付要領を次のように定める。

令和5年2月22日

杉戸町長 窪 田 裕 之

杉戸町建設工事競争入札参加資格者格付要領

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、杉戸町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者について、杉戸町建設工事等指名業者資格審査会及び指名委員会に関する規程（昭和63年杉戸町規程第6号）第2条に基づく級別格付（以下「格付」という。）を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(格付方法)

第2条 格付は、第4条に定める資格審査数値を基に第5条及び第6条に定める格付基準に従って、土木及び建築希望業者を業種ごとに行うものとする。

(格付の有効期間)

第3条 格付の有効期間は、競争入札参加資格が認定された日から次期の定期の競争入札参加資格が認定された日の前日までとする。ただし、同日前に当該資格を喪失した場合は、この限りでない。

(資格審査数値)

第4条 資格審査数値は、経営事項審査総合評定値通知書による総合評定値とする。ただし、官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、提出された5以内の組合員の経営事項審査総合評定値通知書によって算定した総合評定値とする。

(町内業者の特例)

第5条 資格審査の申請日において建設業法に規定する主たる営業所が杉戸町内にいる者（以下「町内業者」という。）については、次の各号の数値を前条の資格審査数値に加えるものとする。

(1) ISO認証取得点は、次のとおりとする。

(ア) ISO認証取得点は、建設工事の施工を対象とし、資格審査申請日におい

て（公財）日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又はJ A Bと相互認証している認証機関に認定されている審査登録機関が認証したI S O 9 0 0 1又はI S O 1 4 0 0 1を取得している者を対象とし、格付を行う全ての申請業種ごとに各10点を配点する。

（イ） 協同組合等については、当該協同組合等として（ア）の要件を満たしている場合を評価対象とする。

（2） 建設業労働災害防止協会加入点は、次のとおりとする。

（ア） 建設業労働災害防止協会加入点は、資格審査の申請日において、建設業労働災害協会に加入している者を対象に、格付を行う全ての申請業種ごとに10点を配点する。

（イ） 協同組合等については、当該協同組合等としての加入を評価対象とする。

（3） 障害者雇用点は、次のとおりとする。

（ア） 障害者雇用点は、次の条件のいずれか満たすものを対象に格付を行う全ての申請業種ごとに10点を配点する。

（Ⅰ） 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合で、資格審査申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる事業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書の写しを提出した者

（Ⅱ） 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合で、審査申請日時点において障害者を一人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者

（イ） 協同組合等については、当該協同組合等として（ア）の要件を満たしている場合を評価対象とする。

（格付基準）

第6条 格付基準は、次のとおりとする。

（1） 土木工事業に係る格付は、次の表のとおり行うものとする。

格付	資格審査数値範囲
④	1,000点以上
A	800点以上1,000点未満
B	700点以上800点未満
C	600点以上700点未満
D	600点未満

（2） 建築工事業に係る格付は、次の表のとおり行うものとする。

格付	資格審査数値範囲
④	1,150点以上

A	900点以上1,150点未満
B	700点以上900点未満
C	700点未満

2 土木工事業、建築工事業以外の業種に係る格付は、行わないものとする。

(格付の変更)

第7条 有効期間内については、格付の変更は行わないものとする。ただし、杉戸町建設工事等請負指名業者資格審査会の議決を経たときは、この限りではない。

(格付等の公表)

第8条 格付等の結果は、埼玉県電子入札共同システムに公表するものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。